

第 4 回

千葉東沿岸海岸保全基本計画に係る検討会

議事録

1 開 会

○司会 大変お待たせいたしました。ただいまから第4回千葉東沿岸海岸保全基本計画に係る検討会を開催させていただきます。

本日の司会は県土整備部河川整備課が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議開催に当たりまして、Webにて参加いただいている方々にお伝えいたします。Web参加に際しましては、事前に配付してございます「Web会議に関する留意点等について」を御用意いただきまして、会議中何かございましたら、そこに記載のとおりに対応をお願いいたします。

続きまして、配付資料を確認させてください。会場に参加の方々はお手元の配付資料、また、Webで参加の方は事前に送付させていただいた資料を御覧ください。まず初めに次第、続きまして出席者名簿、次に検討会の設置要綱と、全体スケジュールを記載してあるもの、そして、議事資料といたしまして、右上に「資料1」と書かれてございますつづり、続いて右上に「資料2」と書かれているつづり、そして右上に「資料3」と書かれているつづり、最後に、A3でクリップ留めしてございます千葉東沿岸海岸保全基本計画の新旧対照表と、紙ファイルでとじてございます変更計画の原案、以上となっております。委員の皆様、不足等ございましたらお申し出くださいませ。

また、Webで参加いただいている委員の皆様へお伝えいたします。事前に説明資料のデータを送付させていただいておりますが、軽微なミスの修正や説明用に編成していることなどがございますので、会議中は画面共有してございます資料を御覧くださいようお願いいたします。

次に、会議の公開などについてでございます。本会議は一般公開として開催することとしておりますが、一般の方から1名の傍聴希望がありまして、報道関係者様につきましては5社からの傍聴希望がございました。許可してございますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

会場にお越しの報道関係者様におかれましては、事前にお渡ししてございます傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、写真の撮影についてですが、会議中の撮影はお控えいただきたいと思いますので、もし撮影を御希望される方は、会議前のこのタイミングで撮影をお願いいたします。今か

ら 1 分程度の撮影時間を設けますので、好きなアングルから撮影してください。

(写真撮影)

よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の会場内の撮影は御遠慮くださいませ。ただし、事務局におきましては、本日の検討会の記録を行うため、写真の撮影、議事の内容を録音させていただきますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

前段の説明が長くなりまして申し訳ございません。以上で留意事項の説明を終わりにいたします。

2 挨拶

○司会 続きまして、次第の 2、本会議の開催に当たりまして、県土整備部長より一言御挨拶申し上げます。

○県土整備部長 会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、年末の大変お忙しい中、委員の皆様方にはこの会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の海岸行政の推進に多大なる御理解、御協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

この海岸保全基本計画に係る検討会でございますけれども、ますます激甚化する台風など、気候変動の影響を踏まえまして、津波や高潮に対する海岸保全の在り方を取りまとめるということで、皆様から御意見を賜りながら、今年度末までに国土交通省に提出できるように、これまで着々と進めさせていただいているものでございます。

この千葉東沿岸でございますけれども、230km に及ぶ非常に多様な、犬吠埼から始まりまして、ずっと屏風ヶ浦、また九十九里浜、また南のほうには非常にごつごつとした岩礁性の海岸、ポケットビーチと、非常に複雑なものでございますので、これまで防護高の検討なども非常に苦労しながら、なかなか一筋縄ではいかないという中で検討を進めさせていただいたものと承知しております。

本日、これまでの検討成果を踏まえまして、計画の取りまとめということになります。どうか皆様方、本日も含めまして忌憚のない御意見を賜りまして、さらなるブラッシュアップができることをお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

○司会 これからの議事の進行は磯部委員長にお願いしたいと存じます。磯部委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 気候変動という言葉が皆さんが何回も何回も日々聞くようになられたかと思います。気候変動は急に来るというものではありませんけれども、時間スケールで言うと100年というスケールで徐々にやって来る。それだけに、このままほっておいて、あっと気がついたときには手後れになってしまうというもので、例えば海面上昇が、日常的に海を見ておられる方は、前より少し上がったのではないかと感じるくらい、20cmとかそういうオーダーで上がってきています。このすう勢というのは、さらに上昇傾向、当分は止まらないだろうというようなこともありますし、また、台風の強大化であるとかいう問題、それに伴って高潮が高くなるとか、波が大きくなるとか、そういった問題が出てきます。

そこで、国も、6年前でしょうか、平成30年に気候変動適応法という法律を制定し、さらに、それを受けて、4年前、ですから令和2年に海岸保全基本方針というのを改定して、そして、それに基づいて、全国の各海岸に対して海岸保全基本計画という、海岸の保全をどのようにやっていくかという基本的な計画を改正していくということになっているわけです。この千葉東海岸もその中の一つの海岸として、新たな海岸保全基本計画を立てるべく検討してまいりました。先ほど県土整備部長さんからお話があったように、千葉東海岸というのは、岩礁性の海岸、その中にあるポケットビーチ、そして九十九里浜のように非常に長大な砂浜海岸、様々な海岸、複雑な海岸を持っているところで、その複雑な海岸のそれぞれについて事務局で精力的に検討していただきまして、今日、海岸保全基本計画の改定に資する資料を作ってくださいました。これを今日、委員の皆様で議論していただいて、よりよい基本計画の改定につながればいいなと私も願っているところです。皆さんの御協力をぜひよろしくお願いいたします。

(1) 前回（第3回）検討会での意見について

○委員長 それでは、これから議事に移らせていただきます。

議事の1は、「前回（第3回）検討会での意見について」、資料に基づいて事務局から

御説明いただき、その後で皆様からの御意見と御質問をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 これより資料1に沿って説明させていただきます。委員の皆様は、説明中、カメラをオフにさせていただいて構いません。

こちらは、前回、9月17日に開催した検討会で頂いた意見と、その回答をまとめたものになります。委員の皆様から貴重な御意見を多く頂きました。本日は、御意見の中から、前回の会議のときにお答えできなかった質問について回答いたしたいと思います。

まず3番になりますが、A委員より、目安高は、現地の状況によって変わってくるため、幅を設定したというニュアンスを強調したほうがよい、B委員より、高さについては、地形の複雑さや構造物の配置などによっても変わってくる可能性がある、県として決定した理由を明確にすべきとの御意見を頂きました。これにつきましては、気候変動に伴う海面水位上昇や台風外力の増大など、国の通知などを基に適切に推算した数値であることや、各地域海岸における目安高については、幅を持たせ設定することを記載するとともに、丁寧に説明していくことといたします。

次に5番。A委員より、設定した防護高、一律にこの高さで整備すると決めつけるのではなく、多重防護の考え方などを取り入れることもできる、行政だけでなく地域も参画して納得しながら進めていくなど、よりよい答えを導き出すこと、という御意見を頂きました。これにつきましては、施設の整備に当たっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることを市町村や住民に丁寧に説明するとともに、計画書にも記載することといたしました。詳しくは図を用いて説明いたします。

6ページになります。各地域海岸においては、現施設の構造形式を基に防護の目安高を設定しており、上のイメージ図のとおり、防護高が大きくなる海岸も出てきます。ただし、下のイメージ図のとおり、今後、各海岸で事業を進めていく際には、離岸堤や砂浜などを組み合わせることで防護施設高の低減が図られることも考えられます。このことについては、計画書に記載することとし、資料2のほうで御説明いたします。このとき、離岸堤の開口部などは、波の影響により侵食などのおそれがあるため、適切な管理が必要になります。

こちらは津波防災地域づくりのパンフレットを引用したものです。最大クラスの津波に対する様々な方策というものになりますが、これまでにお話ししている施設防護高に関しましても、地域の意向によっては、これらの方策の組合せも考えていく必要があることか

ら、参考までにお示しするものになります。

4 ページに戻ります。7 番。C 委員より、地域海岸⑦や⑧の記載について、どちらも「片貝漁港北側」と書かれており分かりづらいとの御意見を頂きました。これにつきましては、分かりやすい表記に修正を図ります。詳しくは 8 ページの表にて御説明します。

地域海岸⑦と⑧の区分は、区分図に青丸で示した片貝漁港のすぐ北側となっているため、現行計画での区分表記は「片貝漁港北側」としておりましたが、これをより分かりやすくするため、片貝漁港を含む地域海岸⑧の表記を「片貝漁港～」と変更します。同様に、地域海岸⑨と⑩の区分は、紫の丸でお示しました太東漁港のすぐ南側となっており、現行計画での区分表記は「太東漁港」としておりましたが、分かりやすくするため、太東漁港を含んでいない地域海岸⑩の表記を「太東海岸～」と変更することとしました。

5 ページに戻ります。13 番 C 委員より、現在進めている高潮対策はどうなるのか、また、津波陸閘は高潮時に閉鎖することはあるかとの御意見を頂きました。これにつきましては、現在進めている事業は、止めることなくそのまま進めていきます。その上で、今回変更する計画については、将来をにらみながら適宜検討していくことといたします。また、津波陸閘は、津波のときに閉めるものと考えております。

以上が前回の検討会での意見及び対応についての御説明となります。委員の皆様はカメラをオンにしてください。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問のある方は、ウェブの方は挙手ボタンを押していただき、また、会場で御参加の方については挙手をお願いします。いかがでしょうか。どなたでも結構です。前回の質疑、いわば宿題ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、後でその修正も含めて案が出てきますので、次に進みたいと思います。

(2) 千葉東沿岸海岸保全基本計画のとりまとめについて

○委員長 次に、議事の 2、「千葉東沿岸海岸保全基本計画のとりまとめについて」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、引き続き説明させていただきます。

千葉東沿岸海岸保全基本計画（変更）の取りまとめについて、資料 2 と資料 3 を併せて

御説明させていただきます。委員の皆様は、説明中はカメラをオフにさせていただいて結構です。

資料を共有しますので、少々お待ちください。

これから御説明します内容、特に資料3の「海岸保全基本計画の変更について」は、検討会に先立ちまして技術検討会を開催させていただきました。技術検討会では委員の方々から多くの御意見を頂き、それらの修正などを経て本日の検討会資料を作成していることを申し添えさせていただきます。

それでは、資料2から御説明いたします。この資料2は、海岸保全基本計画の変更に係る経緯等を簡単にあらましとしてまとめたものになります。

「海岸保全基本計画の概要」や「気候変動に関する国の動向」、検討会を経ながら進めてきた「海岸保全基本計画の変更」の順に御説明します。

海岸法では、海岸保全基本方針として、海岸の保全に関する基本的な方針を国が定め、その方針に基づき、都道府県知事は、海岸保全に関する基本的な事項を記載した海岸保全基本計画を定める必要があります。

千葉県では、東京湾側における東京湾沿岸海岸保全基本計画と、太平洋に面する千葉東沿岸海岸保全基本計画の2つの計画を策定しています。それぞれの計画の取りまとめは、東京湾沿岸は港湾課、千葉東沿岸は河川整備課が担当しています。

これは現行の海岸保全基本計画を抜粋したのですが、高潮・波浪に対する計画天端高と津波に対する計画天端高を比較して高いほうを海岸保全施設等の高さの目安として記載しています。

次に、海岸保全基本計画の変更のきっかけとなった、気候変動に関する国の動きです。「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」により令和2年7月に提言が出されました。そこでは、海岸保全は気候変動による影響を考慮した対策へ転換することとされ、具体的には、2℃上昇を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進するといった内容となっています。

委員会の提言を踏まえ、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更されています。これを受けて、海岸管理者は、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や潮位偏差・波高の長期変化を見込んだ海岸保全基本計画を令和7年度末までをめどに見直すこととされました。

海岸保全基本計画を変更するに当たっては、必要な指導・助言を行うことを目的に検討

会を設置しております。委員は、学識経験者、漁業・海岸利用者、沿岸市町村長となります。また、検討会を開催するに当たり、必要に応じ、技術的な事項を検討するため、学識経験者や関係課から成る技術検討会を開催しています。

千葉東沿岸の検討会・技術検討会の開催状況は記載のとおりです。令和4年度から始まり、これまでに3回の検討会と5回の技術検討会を開催してきております。本日の検討会の結果によりませんが、来年1月～2月に市町村等への意見照会やパブリックコメントを実施し、3月に基本計画を変更する予定としております。

こちらは、気候変動を考慮した設計水位の設定方針についてです。津波と高潮・高波に対し、気候変動を踏まえたシミュレーション等の検討を行い、それぞれの外力における高さを算出しています。そして、新たな海岸保全施設等の目安高としては、地域海岸ごとに設計津波の高さ及び高潮・波浪に幅を持たせた高さの高いほうを基本として設定することとしています。

こちらが検討した結果の、新たな海岸保全施設等の目安高の範囲をまとめた表になります。現行計画では、海岸保全施設等の高さの目安としておりましたが、今回の変更では、海岸保全施設等の目安高の範囲として、幅を持たせて設定しております。これは、右上の吹き出しに※6の説明を書きましたが、高潮・高波に対する防護高を検討するに当たっては、各地域海岸内で複数地点を抽出し計算を行い、その中で最大となる値を地域海岸における目安高とすべきところですが、こうしますと、ある箇所によっては過大な高さになってしまうおそれがあります。特に、海岸地形や海岸の向きが複雑に入り組む県南地域では、計算する箇所によって全く違う値となります。このことから、各地域海岸における目安高については、計算根拠に基づいた幅を持たせて設定することといたしました。

ただし、下の吹き出しにも※6の説明を書いています。実際にこれから各海岸で事業を進めていく上では、この目安高を参考とした上で、海岸地形などを考慮し、個々に詳細な検討を行い、海岸保全施設の形式や高さを決定していくこととなります。この海岸保全施設の目安高に幅を持たせて設定することにつきましては、9月に開催した前回の検討会にて細かく説明させていただいたところです。

なお、ここでお見せしている一覧表ですが、前回の検討会の後に、過去データを全て取り込んだ上での計算結果が取りまとまりましたので、これを反映した最終の高さとなっております。全体的に僅かな修正で収まったのですが、地域海岸⑩では1m程度高くなる結果となっております。

以上が、これまでの検討会で行ってきました海岸保全基本計画の変更に係る検討経緯になります。

続きましては、本日の検討会の本題となりますが、資料 3、千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について御説明いたします。

資料を準備しますので、少々お待ちください。

資料 3「千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更について」です。

まず、変更の要旨としましては、先ほど計画変更のあらましでお話しした内容を記載しております。

次に、主な変更点としまして、気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設等の目安高の設定、施設整備に当たっては面的防護も視野に検討すること、そして、施設整備においては順応的な段階整備を基本とすることの 3 点となっています。

それでは、1 つ目の説明になります。気候変動の影響による平均海面水位の上昇、台風の強大化等を考慮して海岸保全施設の計画外力を検証し、海岸保全施設等の目安高を設定いたしました。

こちらが検討結果から設定した目安高の一覧表になります。現行計画を青色、今回の検討結果を赤色で記しております。津波や高潮に対する防護高を算出し、これを基にして海岸保全施設等の目安高の範囲を設定しております。

こちらが海岸保全基本計画の変更となる該当ページになります。現行計画と改定案を新旧対照できるように並べましたが、各地域海岸における防護の目安高に範囲を持たせて変更しております。

次に、主な変更点の 2 点目になります。施設整備の検討に当たっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることに留意することを明文化いたしました。

5 ページです。面的防護を組み合わせることで、高潮・高波に対する防護高が著しく高い箇所などは、低減につながることも考えられるため、これを視野に入れ検討していくことを記載いたします。また、分かりやすくイメージ図も加えて記載することといたします。

海岸保全基本計画の変更箇所は、この新旧対照表のとおりとなります。（1）新設又は改良の条文に、「なお、検討にあたっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることに留意する」という文章と、これを補足するイメージ図を新たに加えることとしております。

次に、主な変更点の3点目になります。施設整備においては、手戻りのないよう順応的に段階整備を実施することを基本とすることといたしました。

ここに段階整備に当たり考慮すべきポイントをまとめております。防護の目標は、約75年後（2100年時点）の気候を想定し定めたものであるため、ここに列挙した主要素を考慮しながら段階整備を検討・実施していきます。主要素としましては、1つ、2℃上昇における外力の変化に予測の幅があることや、今後新たな気温上昇シナリオに変わる可能性もあること、潮位偏差や波浪の長期変化量の予測が困難であることなどの気候変動の不確実性。1つ、今後の施設整備に当たっては、当然のごとく施設の耐用年数を視野に、その時点の将来予測と組み合わせて検討する必要があること。1つ、将来的な気候変動や人為的改変による地形や砂浜の変動傾向を把握しながら検討する必要があること。1つ、越流や越波では被害の状況や程度も変わってきます。一概にどう変わるかは現時点では分からないため、それぞれの浸水想定などを十分に考慮しながら検討する必要があることなどが挙げられます。

8 ページです。これらを踏まえ、段階整備の考え方を整理し、新たに海岸保全基本計画に記載することといたしました。海岸保全基本計画の変更箇所としましては、この新旧対照表のとおり、現行計画にある（1）新設又は改良に関わる条文と（2）維持又は修繕に関わる条文の間に、新たに段階整備に関わる条文を加えることといたします。具体的には、右の改定案のとおり、国の検討会等で示されているマニュアルや指針を参考に記載した上で、その後に県としての段階整備の考え方を記載しております。

10 ページになります。読み上げますと、「これらの指針等を踏まえ、海岸保全施設の整備においては、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量等を加味するなど、手戻りのないよう順応的に段階整備を実施することを基本とする。なお、段階整備にあたっては、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うなど、（1）海岸保全施設の新設又は改良等に則り、きめこまやかな海岸づくりを推進する」とし、補足として、先ほどお話ししました、段階整備に当たり考慮するポイントを記載しております。

その後に、段階整備をしていく上で必要となる目安高の現在と将来、75年後に目指すべき高さを表-4-3として記載しています。

文章では伝わりづらいと思いますので、順応的な段階整備のイメージを作成しましたので、御説明いたします。

12 ページです。こちらは、段階整備の考え方のイメージとして、地域海岸④を代表に説明いたします。このイメージ図は、縦軸が高さ、横軸が時間として、防護の目安高の一覧表にある数字を基に作成しています。実際には、下の黄色帯に記載のとおり、それぞれの箇所で詳細な設計が必要になりますので、あくまでもイメージとして捉えていただくようお願いいたします。

左側の青い丸が現在の高さ。この地域海岸では、津波による T.P.4.6m の高さとなっており、これが、気候変動を踏まえた新たな計画では、75 年後の西暦 2100 年には T.P.5.5m の目安高が必要なこととなっています。この高さを目指して整備していくことになるのですが、この長期間の間には現在の堤防は施設の耐用年数を迎える可能性が高くなります。また、これから造る堤防も期間内に耐用年数を迎えるかもしれません。このことから、施設の耐用年数に基づく更新時期と、その時期における気候変動を踏まえた予測値などを総合的に判断した上での整備を行っていくことになります。このように、その時点で考えられる最適な整備を総合的に判断しながら進めていく方法を「順応的な段階整備」と呼んでいます。

以上が、資料 3、海岸保全基本計画の変更に関する主要部分の説明となりまして、これに基づき細かい部分なども全て変更した千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更の原案と新旧対照表を机上に置かせていただいております。新旧対照表につきましては、今回の気候変動の影響に関する変更箇所を朱書きに、それとは別に時点修正の部分を緑書きで記載しております。また、基本計画の原案につきましては、本日の検討会での意見を踏まえ、来年 1 月から関係住民や市町村、県庁内の関係各課等の意見聴取を経て、変更計画として取りまとめ、年度末の 3 月に国へ提出する予定としていただいております。

以上が海岸保全基本計画の取りまとめについての説明となります。委員の皆様はカメラをオンにしてください。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問のある方は、挙手ボタンを押して意思表示をお願いいたします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

大変細かい検討をやっていただいた結果、大きな原則を 3 つ置いた上で、海岸保全基本計画を改定する、そういう案をつくっていただいたということになります。その 3 つの主な変更点というのが、資料 3 の 2 ページ目に書いてあるとおりです。こんな方針で、今日は委員として各市町村の方も入っておられるので、御自分の海岸などを御覧いただいて、

この方針で、出てくる数値も与えられているかと思います。全体を見て、いかがでしょうか。

それでは、A委員から挙手ボタンの合図が上がっていると思います。A委員、お願いします。

○A委員 前回までの議論で、海岸保全計画の改定というか、外力変動が今後起こるであろうことに対して、例えば防護高を変えなければならない、そういうことで、主として高潮・津波に対してずっと検討してきた。それはもちろん必要で、それは今回まででかなりよく整理されたと感じます。

海岸保全計画の中には、中にはというか、現在の計画の中には、堤防高をどうするかということではない部分もかなりたくさん記載があるわけです。そこについての検討は、それはメインではないので、ほぼやっていないわけですが、高潮・津波に対する防護高が今度変わったので、それを上乘せするように考えましたということで、資料3の中で変更点の(2)とか(3)とかいうことを挿入で入れ込んでいると。そうせざるを得ないのかもしれないのだけれども、そのときに、気になるのは、前回の検討会でも砂浜の浸食に関して言っていることが、ちょっと言葉は悪いけれども、全然できていないにもかかわらず、今回新たにやりますよというふうな部分があると思うのです。それって、新たにこうやりますよというときに、それでは今までやってきたことを本当にちゃんとできているんですかという質問が出たときに、答えに苦しむのではないかなと。

例えば、一つの沿岸で、どこでもいいですけども、九十九里の沿岸の北部でもいいのだけれども、海岸法の目指すところの防護、環境、利用をちゃんと考えてやりますよ、それには対策構造物もやるのだけれども、それと同時に砂を入れましょうと。養浜と言いますけれども、やりますよという言葉はあるのだけれども、過去30年間くらいそれはうまくいっていないと。現実を見ると全然うまくいっていないというか、やっていないわけだね。となると、そういうふうな非常にでかい問題があるにもかかわらず、今回のような、外力変動に合わせていろいろ考えましょうというのを新たに2階のほうに載つけるような感じになると思うのだけれども、それで本当に大丈夫なのかなという危惧があるんですよ。そこから、もちろん一遍にできこないので、今回は防護高の変更とか高潮・津波に対する、海面上昇の影響に対する、その部分に限定してやったんだというニュアンスはどこかで受け止められるのでしょうか。それが質問です。改定したから全部新しくなったよというものでもなくて、前のやつを引きずっている部分があるので、そのところが、今回の検討

結果というのは、オールマイティーにばっちりできましたというのではなくて、将来のある大事な部分を中心的にやりましたというふうな、そういう表現というのはどこかにあるのでしょうか。それを事務局にお聞きしたいのです。

○委員長 御質問を頂きました。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 御意見を頂きました件につきましては、今画面を共有させていただきます。今、A委員から御指摘いただきましたように、今までの海岸保全基本計画の中でうたっていて、やろうとしていた目標に対して、まだ実行途中であったり、まだやり切れていないというものがあることはまず認識しております。そして、今回の変更ですけれども、今回変更させていただく原案でお示ししている中のページに今映写しているページがありまして、その中に、四角囲みですが、海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する将来的な見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備を点検し、適宜見直しを行うということにしておりまして、今回は気候変動による影響による防護高について着目しながら変更してきているわけですが、海岸保全基本計画はこれで終わりというわけではなくて、適宜見直しをしていくという姿勢は常に持ちながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○A委員 分かるけれども、この文章は、要は「必要に応じて見直しを行いましょう」。普通の行政文書としてよくあるわけだけれども、じゃあ何が問題なのかということは何も触れていないでしょう。そういう点で、普通の心理でいえば、すっとぼけているという感じもちょっとしないでもないのだけれども、いかがですかね。この「点検し、適宜見直しを行う」というのは逃げちゃった文章であって、もうちょっと積極的にやる意欲を書き込めないですかね。もちろん一遍にできるわけじゃないのは重々承知の上なのだけれども、その辺をちゃんとしておかないと、きれいな文章はできたけれども、実際は何も変わっていないというふうになっちゃうのではないかなという危惧があってそういう意見を述べているのですけれども、いかがですかね。今見せていただいたやつも誠にごもつともなのです、書いてあることは。でも、そのごもつともとおりになっていないので、そのところの課題が何なのかというのを、こういう文書には書けないのは分かっているのだけれども、事務局としてもうちょっと正確にその辺を認識しておいていただいたほうがいいかなと私は個人的に思います。

○事務局 御意見ありがとうございます。今、A委員の思いに全て応えられているかどうかは分かりませんが、侵食対策のところについても、(4)という形で記載させていただ

いていますが、気候変動の影響への対応ということで、気候変動の影響に伴う侵食については、砂浜の地形変化に影響する外力の気候変動影響の定量的な評価が現時点では難しい一方、海岸侵食は海面上昇の影響等を受けることがほぼ確実であることから、上流域から海岸への人為的な土砂供給も含めた総合土砂管理の下、モニタリングと気候変動の影響予測を組み合わせることで順応的に対応していきたいということで記載しておりまして、今後も積極的に侵食対策には取り組んでいきたいというような思いは記述させていただいているつもりではいます。

○A委員 改定版のところにこの文章が入っているということ？

○事務局 はい。改定版のほうにこの文章を入れて改定したいと思っております。

○A委員 じゃあ、いいです。この字面がいいかどうか分からないけれども、文面でちゃんと書いておかないと分からなくなってしまうので、そういう意味では、県のほうでやられている方向については了解しました。以上です。

○事務局 このほかにも、主立ったところにつきましては気候変動の影響についての関係を記述させていただいているところです。

○委員長 今のお答えは、例えば新しい案で、2-5 ページに「防護水準」というのが書いてあって、そこに「侵食」という欄がありますけれども、箱書きの中の1行目は今までなかったフレーズではないですか。

○事務局 そうですね。今までなかったところを、今回改めて記述させていただいているところになります。

○委員長 現状で砂浜の保全という点については、九十九里浜のみならず、全国の砂浜海岸で非常に深刻な状況にあるのは間違いなくて、砂浜を保全するというのはとても重要で、防護、環境、利用、全て効いてくる場所ですから、ぜひ力を入れてやっていきたいし、また、千葉県でもこれまで各海岸について会議を持って議論をするというようなことはやってこられたと思います。それでもなおかつ、A委員の御指摘のように、問題が解決したかということ、解決したとはとても言えない状況にあるのも間違いなくて、ただ、今回さらにそれに加えて気候変動というものを加味する、考慮しなくてはいけなくなってきたので、そこは宿題が余計増えたという位置づけになるわけですが、この基本計画上で、その増えたものを、2-5 ページのように、侵食について、気候変動に伴う海面上昇により、汀線の後退が生じることは確実であるがというフレーズを新たに加えることによって、さらに深刻な状況であるから、したがって頑張らなきゃいけないということなのですから、

も、そこは、A委員の御指摘のように、ぜひ頑張ってもらいたいというふうにも思っていますし、そのフレーズを加えたということの意味を重く捉えていただきたいと私も思っています。

○A委員 今の座長の説明でクリアされました。そのときに、県の実際の担当のレベルでは、海面上昇とかいうのがあると、今までも侵食が起こっている、それが非常に加速されちゃうんだというセンスを言葉の端々に持ちながら進めていただいたほうがいいかなと。今の文章で私は理解できると思いますので、コメントした次第です。

○委員長 ありがとうございます。ぜひそのように事務局でもやっていただきたいと思います。

ほか、委員から御意見、御質問、いかがでしょうか。

実施段階でいろいろこれから大変なことが起こってくると。それに対して手後れにならないようにというのが一つのキーワードで、手後れにならないように基本計画を改定し、それに沿って施策を打っていくということになると思います。

ほか、よろしいでしょうか。

○A委員 すみません、細かい点でいいですか。2点ばかりあるのだけれども、資料3の変更点の(2)というところ、図が入ったんですよね。これは前回のものに比べるとよくなりましたので一安心なのですが、こういう図を入れると、よくあるのは、このようにしなくちゃいけないんだねというふうに、どこもかしこもそういうふうにやりかねない場合があるんですよ。それは避けてもらいたい。こういうのが必要な場所はそうなんだというふうに、逃げると言っちゃなんだけれども、砂浜がいっぱいあれば別にこれは必要ないわけで、そここのところにちょっとくぎを刺してもらったらいかなと思います。

みんなそれに走らないように、そういうのが必要なところにおいてはそうなんだという。これは「防護イメージ図」だからいいんでしょうけれども、それをちょっとくぎを刺しておきたいなと思いました。

以上です。

○事務局 御指摘ありがとうございます。我々も委員と同じような思いを持っておりまして、全てがこれでやればいいのかというわけではないということを思っております。その図の上のところに2行書いておりまして、「なお、検討にあたっては、堤防等による防護だけでなく、砂浜等による面的防護など、様々な方策があることに留意する」ということで、これに留意しながら検討していこうという思いを記述させていただいているところです。

これでやればいいんだということではないというような思いで書いています。

○委員長 一つの象徴的というか、代表的な言い方としては、下の絵の形ばかりやっていくと、海岸中離岸堤だらけということになりますので、それでいいというものではないので、そこはよくよく気をつけてくださいという趣旨だったかと思います。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

特に手が挙がっている方もいないようなので、次に進みたいと思います。

(3) その他

○委員長 それでは、引き続き、議事の(3)、「その他」について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、今後の流れについて御説明させていただきたいと思います。お配りしている資料の「気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直しに係る全体スケジュール」というA4縦の資料を御用意ください。

今後の流れですけれども、先ほどの資料2でも説明させていただいているところですが、1月～2月のパブリックコメントや関係機関への意見照会を行った後、今年度末を目標に計画書の変更を行いたいということで進めております。

ここでひとつ事務局から提案です。本日頂きました御意見と今後のパブリックコメントの意見の反映につきましては、今後、委員長と御相談させていただきながら対応させていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○D委員 委員長一任で結構だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

県からの御提案で、「結構です」と委員から声が上がりました。ほかの皆さんもいかがでしょうか。

○A委員 私も同じです。もうここまで来たら委員長に一任します。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの方々も特に異論はないということでよろしいでしょうか。

(「異論ございません」の声あり)

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この原案に対して、今日、委員からは特に修文などの意見はなかったと思い

ますので、これを基にしてパブリックコメントを行い、その結果によって、私に御一任いただいて対応を考えさせていただくということに決めさせていただきます。どうもありがとうございました。

そうしましたら、この検討会としては、特に大きな変更がない限りは本日で最終回ということで締めくくりとさせていただきます。長い間御協力いただきまして、また、事務局にも随分いろいろ頑張ってくださいまして、ありがとうございました。

各委員の皆様には、円滑な議事進行へ御協力いただいたことに心から感謝申し上げます。

それでは、司会を事務局にお戻しいたします。

○司会 委員長、議事進行ありがとうございました。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 委員の皆様、長時間にわたる会議への御参加、誠にありがとうございました。本日頂きました貴重な御意見につきましては、変更計画の取りまとめに十分反映してまいりたいと存じております。

気候変動の影響を踏まえた海岸整備に関しましては、計画の策定のみならず、今後の事業展開も非常に苦慮していくことが考えられます。国や隣接都県にも相談しつつ、何より沿岸の市町村の皆様と力を合わせて進めていかなければなりません。どうか今後一層の御協力を賜りまして、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。ありがとうございました。

5 閉 会

○司会 それでは、以上をもちまして第4回千葉東沿岸海岸保全基本計画に係る検討会を終了いたします。

また、今回、Web 併用の会議形式でございまして、意見が出しにくい部分もあったかと思います。万が一、検討会の中で意見が出せなかった委員の皆様におかれましては、検討会終了後、事務局でございます県庁河川整備課までメールなどで御連絡をいただければと存じております。

それでは、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。